

原看護専門学校 レギュラーコースは

「専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」

対象講座です

専門実践教育訓練給付制度とは

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が支払った訓練経費の一部をハローワークから支給する制度です。

制度の詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。

[教育訓練給付制度 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

<受給資格>

当校入学日に雇用保険の被保険者（在職者）もしくは1年以内の離職者で2年以上同一事業主に雇用されていた方（雇用期間は雇用保険加入が必須）

※以前に教育訓練給付金を受給されたことがある方は、受給後3年以上の期間を経過し且つ通算3年以上雇用されていた方



ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

<支給額>

	給付金支給額
専門実践 教育訓練受講中	受講者が支払った訓練経費 × 50%
専門実践 教育訓練修了後	看護師国家試験に合格し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合 $\text{受講者が支払った訓練経費} \times 70\% - \text{専門実践教育訓練受講中に支給された金額}$

この制度を利用するには

<支給申請手続き>

①受給前

訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カード作成。

ハローワークにて受給資格確認票記入。

必要書類を受給者本人の住所を管轄するハローワークへ提出。

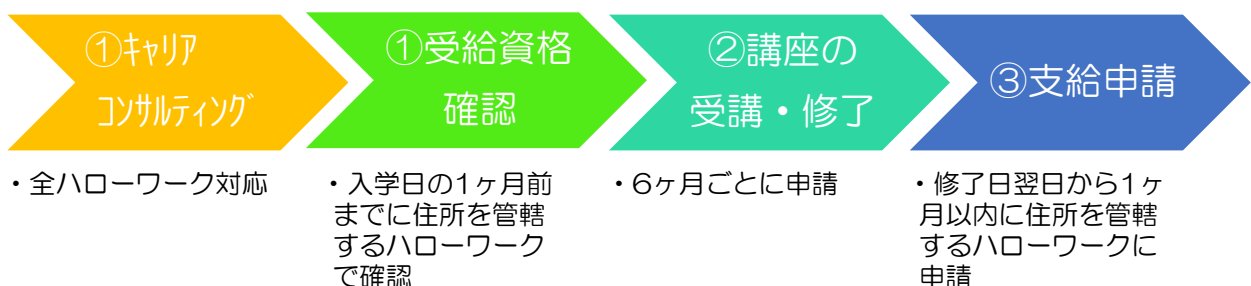
※この手続きは原則として受講開始日（入学日）の1ヶ月前までに行う必要があります。入試日程等十分にご確認ください。

②教育訓練受講中

6ヶ月ごとにハローワークで支給申請

③資格取得・就職後

看護師国家資格取得且つ講座修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された日の翌日から1ヶ月以内に追加支給申請



申請手続き等の詳細は、下記サイト又は住所を管轄するハローワークにてご確認ください。

[ハローワークインターネットサービス - 教育訓練給付制度 \(mhlw.go.jp\)](https://www.hellowork.mhlw.go.jp)

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html